

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 1

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第58号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第5号までを削り、同条第6号中「航空機整備関連施設、国際物流関連施設、特定事業所等又は試験研究施設」を「事業場その他の施設」に改め、同号を同条第1号とし、同条第7号イ中「を除く。」を「及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。」に改め、同号を同条第2号とし、同条第8号から第11号までを5号ずつ繰り上げる。

第3条第1号中「から第3欄まで」を「及び第2欄」に、「第4欄」を「第3欄」に、「第5欄」を「第4欄」に改める。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「（特定事業所等を有する者にあつては、当該特定事業所等に係る業種又は事業と異なる業種又は事業の特定事業所等）」及び「（前号に該当する場合を除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項中「（製造の能力等の増加を伴う工場等の移転を含む。）」を削る。

第5条第3項中「移転の」を「増設（施設の更新を伴うものに限る。以下この項において同じ。）の」に、「のうち所得税法施行令第6条第1号及び第2号に掲げる資産については、その取得価額の合計額に移転後」を「に、増設後」に、「移転前」を「増設前」に、「を移

転後」を「を増設後」に改め、同条第4項第1号中「当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものから」を削り、「人数を」を「人数から当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものを」に改める。

第6条第2項第3号中「にあつては、次に掲げる書類」を「であつて、工業団地の地域内で製造業に係る工場等の新設又は増設をするときは、当該工業団地の地域内に立地することを証する書類」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3項第8号中「医薬品等製造業」を「医薬品製造業、食関連産業、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業」に、「航空機整備関連事業又は国際物流関連事業」を「又は高度物流関連事業」に改める。

第12条第1項中「第4欄」を「第3欄」に、「第5欄」を「第4欄」に改め、同条第3項中「第4欄」を「第3欄」に、「第6欄」を「第5欄」に改める。

第13条第2項中「別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める産業支援サービス業に係る特定事業所等」を「ソフトウェア業に係る工場等」に、「当該特定事業所等」を「当該工場等」に改める。

第16条中「3年に満つる日」を「10年に満つる日（工場等の増設をした場合にあつては、当該事業年度の前事業年度の初日から11年に満つる日）」に改める。

第21条第1号中「除く。）」の次に「及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに必要な経費」を加え、同条第4号中「はん用機械器具製造業」を「汎用機械器具製造業」に、「基盤技術産業」を「基盤技術産業等」に改め、「事業が属する業種」の次に「及びソフトウェア業」を加え、「食品工業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業をいう。以下同じ。）」、IT産業（コンピュータ処理を目的とするソフトウェアの製造、コンピュータ制御によるシステム（インターネット等での利用に供するもの又は利用可能なものに限る。以下同じ。）の構築その他情報通信技術に関連する分野の産業をいう。以下同じ。）」を「食関連産業等（別表第3の4の事項に掲げる業種及び）」に、「以下同じ。）又は環境産業」を「」をいう。以下同じ。）又は環境・エネルギー産業」に改める。

別表第1中表の部分の部分を次のように改める。

類型	分野	対 象 業 種（事業）	対 象 基 準
類型Ⅰ	成長産業	自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表におい

分野	電気・電子機器製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	て「基準Ⅰ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。	データセンター事業（別表第3の7の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
	医薬品製造業			
	基盤技術産業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）			
	ソフトウェア業			
	食関連産業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）			
分野	新エネルギー供給業（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅴ」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が1人以上であること。 ウ 市町村支援の対象であること。	発展基盤施設分野	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅷ」という。）。 ア 投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあっては、5億円）以上であること。 イ 研究員の雇用増が5人以上であること。
	新エネルギー関連製造業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）			
類型Ⅱ	市町村連携促進分野	製造業（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。） 自然科学研究所（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。） 高度物流関連事業（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。） データセンター事業（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。） ソフトウェア業（企業立地促進法適用地域内にあっては、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	高度物流関連事業（別表第3の8の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅸ」という。）。 ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。

種に限る。)	(ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。
情報処理・提供サービス業（企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	
コールセンター事業（別表第3の9の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）（企業立地促進法適用地域内にある場合は、当該企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	

別表第1の備考1の事項及び2の事項を次のように改める。

1 この表において、「市町村が行う立地助成措置」とは市町村が企業立地をした事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置をいい、「市町村支援」とは市町村が行う立地助成措置に加え、市町村が行う土地の提供又は貸付け、融資の際の便宜の供与その他の支援措置をいう。

2 この表において、「企業立地促進法適用地域」とは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（特別対策地域内の区域を除く。）をいい、「指定集積業種」とは企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種をいう。

別表第1の備考4の事項を削り、同表の備考3の事項(7)中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同表の備考3の事項に次のように加え、同表の備考3の事項を同表の備考4の事項とする。

(8) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域

別表第1の備考2の事項に次のように加える。

3 この表において「工業団地」とは、道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登録されている工業団地（計画中又は構想中のものを除く。）であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。

別表第1の備考6の事項を削る。

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

類型	分野	対象業種（事業）及び基準	補助額	補助通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額） (ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円 (ウ) 雇用増が100人以上の場合 15億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円）	20億円
		電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額） (ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上の場合 10億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
		医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額（その額が3億円を超えるときは、3億円） ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額	

		ソフトウェア業で、基準Ⅲに該当するもの	特定技術者の雇用増（第13条第4項の規定により算定した雇用増を含む。）に100万円を乗じて得た額（その額が1億円を超えるときは、1億円）と投資額とのいずれか低い額	－
		食関連産業で、基準Ⅳに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
		新エネルギー供給業で、基準Ⅴに該当するもの	投資額の100分の5に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）	－
		新エネルギー関連製造業で、基準Ⅵに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
		データセンター事業で、基準Ⅶに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。）の場合であって、その額が5億円を超えるときは、5億円）） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が2億5,000万円を超えるときは、2億5,000万円））	4億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であっては、7億5,000万円）

発展基盤施設分野		自然科学研究所で、基準Ⅷに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
		高度物流関連事業で、基準Ⅸに該当するもの		
	類型Ⅱ 市町村連携促進分野	製造業で、基準Ⅹに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の8に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円） イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の4に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）	3億円
		製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はコールセンター事業で、基準Ⅺに該当するもの	次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額 ア 投資額の100分の4（企業立地促進法適用地域特例の場合は、100分の8）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円） イ 雇用増から5人を差し引いた人数に50万円を乗じて得た額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）	補助額の欄のアに定める補助額について、3億円

別表第2の備考1の事項中「から類型Ⅲまで」を「又は類型Ⅱ」に改め、「一つ」を削り、同表の備考2の事項中「第9条第1項の」を「第9条第1項に規定する」に、「備考3」を「備考4」に改め、「指定集積業種」の次に「（同表の備考2に規定する指定集積業種をいう。）」を加える。

別表第3中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を削り、3の事項の次に次の6事項を加える。

4 食関連産業

1 食料品製造業
2 飲料・たばこ・飼料製造業
3 一般産業用機械・装置製造業（1又は2に関連する業種に限る。）
4 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。）

別表第2の備考1の事項中「から類型Ⅲまで」を「又は類型Ⅱ」に改め、「一つ」を削り、同表の備考2の事項中「第9条第1項の」を「第9条第1項に規定する」に、「備考3」を「備考4」に改め、「指定集積業種」の次に「（同表の備考2に規定する指定集積業種をいう。）」を加える。

別表第3中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を削り、3の事項の次に次の6事項を加える。

4 食関連産業

- 1 食料品製造業
2 飲料・たばこ・飼料製造業
3 一般産業用機械・装置製造業（1又は2に関連する業種に限る。）
4 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。）

5 生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）

5 新エネルギー供給業

太陽光、風力、水力、地熱又は電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第2条第2項第5号に規定するバイオマス（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。）をいう。

6 新エネルギー関連製造業

太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。

- 1 発泡・強化プラスチック製品製造業
- 2 暖房装置・配管工事用附属品製造業
- 3 ボイラ・原動機製造業
- 4 一般産業用機械・装置製造業

7 データセンター事業

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。

8 高度物流関連事業

次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第1及び前表の類型Ⅰの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。

- (1) 容積が5,000㎡以上の貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の9第1項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。）又は容積が3,000㎡以上の冷蔵倉庫（同令第3条の11第1項に規定する冷蔵倉庫をいい、食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設
- (2) 自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
- (3) データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有する施設
- (4) 流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）の用に供する設備を有する施設
- (5) 太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備等を有する施設

9 コールセンター事業

次に掲げる業務に係る事業をいう。

- (1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの
 - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (2) (1)の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

別表第3の備考中「並びに5(1)及び(4)」を「及び6」に改める。

別表第4第1号中「という。）」の次に「並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに要する経費」を加え、同表第2号中「基盤技術産業」を「基盤技術産業等」に、「食品工業」を「食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業」に改め、同表第5号を次のように改める。

5	市場対応型製品開発支援事業	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、人件費（コンピュータ処理を目的とするソフトウェア又はコンピュータ制御によるシステムの製品開発を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。）、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額（その額が300万円を超えるときは、300万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額
---	---------------	--	--

市場対応型製品開発支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの3分の2以内の額
---	---	--

別記第1号様式別紙4の事項(5)中「類型Ⅱの」の次に「工業団地の」を加え、同様式別紙5の事項中「工場、航空機整備関連施設、国際物流関連施設、特定事業所等及び試験研究施設のすべて」を「工場等の全て」に改め、同様式別紙8の事項中「医薬品等製造業」を「医薬品製造業、食関連産業、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業」に、「、航空機整備関連事業又は国際物流関連事業」を「又は高度物流関連事業」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改める。

別記第5号様式1の事項中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改め、同様式3の事項中「類型Ⅲ」を「類型Ⅱの工業団地以外」に改め、同様式8の事項中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改め、同様式10の事項及び同様式別紙5の末尾欄外注の事項中「医薬品等製造業」を「医薬品製造業、食関連産業、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業」に、「、航空機整備関連事業又は国際物流関連事業」を「又は高度物流関連事業」に改める。

別記第6号様式1の事項、2の事項及び7の事項中「特定事業所等」を「工場等」に改め、同様式別紙2の末尾欄外注の事項中「当該特定事業所等」を「当該工場等」に、「の特定事業所等」を「の工場等」に、「自社特定事業所等」を「自社工場等」に改める。

別記第7号様式中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改め、同様式別紙3の末尾欄外注の事項中「医薬品等製造業」を「医薬品製造業、食関連産業、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業」に、「、航空機整備関連事業又は国際物流関連事業」を「又は高度物流関連事

業」に改める。

別記第8号様式中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改め、同様式別紙2の末尾欄外注の事項中「医薬品等製造業」を「医薬品製造業、食関連産業、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業」に、「、航空機整備関連事業又は国際物流関連事業」を「又は高度物流関連事業」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「工場（航空機整備関連施設・国際物流関連施設・特定事業所等・試験研究施設）」を「工場等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定、改正前の規則第12条第1項の規定による補助金の交付及び改正前の規則第16条の規定による操業等の状況の報告については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。